

多可町創生懇話会検証委員会名簿

【委員】

| 氏名 | 役職・所属 | 事務所住所 | | | 備考 |
|-------|-----------------|----------------|----------|----------------|----|
| 中道 忠憲 | 北はりま森林組合長 | 北はりま森林組合 | 679-1201 | 多可町加美区豊部1922-4 | |
| 小寺 博史 | 多可町商工会長 | 多可町商工会 | 679-1134 | 多可町中区茂利20 | |
| 藤浦 重美 | 多可町婦人会長 | 多可町役場 生活安全課内 | 679-1192 | 多可町中区中村町123 | |
| 藤田 守雄 | 多可町区長会会長 | 多可町役場 総務課内 | 677-0122 | 多可町中区中村町123 | |
| 三村 敏 | 連合兵庫北播地域協議会事務局長 | 連合兵庫北播地域協議会事務局 | 677-0052 | 西脇市和田町634-90 | |
| 平井 年樹 | 中兵庫信用金庫 中町支店長 | 中兵庫信用金庫 中町支店 | 679-1113 | 多可町中区中村町388 | |
| 三宅 康成 | 兵庫県立大学 環境人間学部教授 | 兵庫県立大学 環境人間学部 | 670-0092 | 姫路市新在家本町1-1-12 | |
| 上田尾 真 | 神戸新聞社 北播総局長 | 神戸新聞社 北播総局 | 673-1431 | 加東市社1386-8 | |
| 桂 禎之 | 西脇公共職業安定所長 | 西脇公共職業安定所 | 677-0015 | 西脇市西脇885-30 | |

多可町創生懇話会設置要綱

平成30年4月1日

告示第58号

(設置)

第1条 まちの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する具体的な取り組み等を示す多可町まち・ひと・しごと創生総合戦略等について、外部の視点からの意見や助言を求めため、多可町創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 多可町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、変更、推進及び効果検証に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 町長は、次に掲げる者を委員に委嘱する。

- (1) 産業、高等教育、金融、労働団体及び報道各機関の関係者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他町長が必要と認める者

2 町長は、必要に応じて顧問及びオブザーバーを置き、懇話会への参加を要請することができる。

(運営)

第4条 懇話会の座長は、町長が務め会務を総理する。

- 2 座長は、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 懇話会は、第2条第1号に規定する効果検証を行うため、懇話会内に検証委員会を設置する。
- 4 前項の検証委員会の委員長は、座長が指名する。

(任期)

第5条 委員、顧問及びオブザーバーの任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画秘書課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。